

# 南魚沼市中小企業向け融資支援のご案内

南魚沼市では、中小企業者の経営の安定と活性化を図るため、中小企業向け制度融資をご用意しております。

## 1 南魚沼市地方産業育成資金

融資対象者	市内に住所もしくは事業所を有する中小企業者
融資限度額	1,000万円（限度額以内なら1金融機関2口まで可能）
利率(固定)	年2.10%（責任共有制度対象外の信用保証付） 年2.30%（責任共有制度対象の信用保証付） 年2.60%（信用保証なし）
資金用途	運転資金・設備資金
返済期間	運転資金5年以内（据置6か月以内含む） 設備資金7年以内（据置6か月以内含む）
保証人・担保	取扱い金融機関の定めによる
保証料補給	補給率 50%

※ 風俗関連営業及びサービス業のうち娯楽業は対象外

### ◆申請書類

- ・ 借入申込書(市様式)
- ・ 商工会長の意見書
- ・ 個人事業主の場合：確定申告書（第一表・第二表）の写し
  - 青色申告の場合：所得税青色申告決算書の写し
  - 白色申告の場合：収支内訳書の写し
- ・ 法人事業主の場合：法人税確定申告書の別表1の写し、法人事業概況説明書
  - 決算後6ヶ月を経過している場合：最近の試算表の写し
- ・ 設備資金の場合：見積書等の写し
- ・ 信用保証付の場合：信用保証料補給申請書、市納税証明書等

### ◆ご利用方法

金融機関にてお問い合わせ、お申込みください。

### ◆取扱い金融機関

第四北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、長岡信用金庫、ゆきぐに信用組合、みなみ魚沼農業協同組合の市内本店並びに支店

## 2 信用保証料補給

中小企業者は金融機関からの借入れに対して、新潟県信用保証協会の保証を付けることが出来ますが、それには別途信用保証料の支払いが必要です。南魚沼市では以下の資金を利用する場合に、保証料の補給を行い借入れの負担軽減を図っています。

対象融資制度名	補給対象となる借入限度額	補給割合
南魚沼市地方産業育成資金	1,000万円以下	50%
新潟県小規模企業支援資金	2,000万円以下	50%
新潟県中小企業創業等支援資金 創業枠（一般要件） （金融機関提案要件 <sup>注</sup> ） （創業枠 スタートアップ 創出促進保証制度要件）	3,500万円以下	100%
新潟県フロンティア企業支援資金	2億8,000万円以下	25%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証（創業者枠）	100万円以下	100%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証（一般枠）	300万円以下	100%
事業者カードローン当座貸越根保証	1,000万円以下	20%
当座貸越根保証	8,000万円以下	10%
無担保当座貸越根保証	8,000万円以下	10%

### ◆申請書類

- ・ 南魚沼市信用保証料補給申請書(市様式)
- ・ 南魚沼市納税証明書（「未納のない証明」）
  - 納税証明書は、「利子補給、補助金等交付」の様式にて申請してください
- ・ 信用保証書の写し（後日整い次第提出してください）

### ◆ご利用方法

金融機関にてお問い合わせ、お申込みください。

### ◆取扱い金融機関

第四北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、長岡信用金庫、ゆきぐに信用組合、みなみ魚沼農業協同組合の本店並びに支店

※信用保証制度については下記にお問合せください

【新潟県信用保証協会長岡支店 電話 0258-35-5714】

※新潟県資金については下記にお問合せください

【新潟県地域産業振興課 電話 025-280-5240】

### 3 セーフティネット保証認定

南魚沼市では、業況の悪化している業種並びに地域に属する中小企業者を支援するための措置として、セーフティネット保証5号に係る認定を行っております。

#### ◆対象中小企業者

##### 【5号】（次のいずれかに該当）

- ・ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高などが前年同期比で5%以上減少。
- ・ 指定業種に属する事業を行っており、原則として最近1か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。

※各認定の期限や要件等は随時更新されます。詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご確認ください。

#### ◆申請書類

- ・ 各認定申請書
- ・ 最近1か月の売上高とその後2か月間の見込み売上高がわかるもの（試算表、売上台帳、売上高確認表など）
- ・ 前年同時期3か月間の売上高がわかるもの（試算表、売上台帳、売上高確認表）
- ・ 事業所の所在地及び1年以上継続して事業を行っていることが確認できる書類（直近の確定申告書、登記簿謄本、決算書など）

#### ◆ご利用方法

金融機関にてお問い合わせ、お申込みください。

### 4 利子補給

南魚沼市では、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の利用者に対して該当利子の1%を超える部分について0.85%を上限に補給します（借入れから3年間）。

お申込み、その他詳細については、南魚沼商工会(電話:025-772-2590)までお問合せください。

#### 【問合せ】

南魚沼市 産業課 産業交流班

電話 025-773-6665 FAX 025-773-6710

E-mail [sangyo@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:sangyo@city.minamiuonuma.lg.jp)